告 示

埼玉県計量検定所長告示第一号

期 検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号) 第十 九条第 _ 項 \mathcal{O} 規定による特定計量 器 0 定

平成三十一年四月五 日

埼 玉 県計 量検定所 長 石 Ш 和 正

検査対 象と な る特定計量器

1 特定計量器 キ 計量法施行 S 口 グラム ょ う量 であ が二百五 以 令 下 0 伞 て、 \mathcal{O} 成 械式 次 五年政令第三百二十 丰 \mathcal{O} は 1 口 グラ カュ カゝ り 5 Δ (分銅 ハまでに掲げる者が 以下 及 \mathcal{O} -九号) 機械式 びおも は りを 第十条第一 カュ 使用す 含 り む。 \mathcal{O} 4 を使用 る 以 項 下 第 V 同 よう量が二百五 号に規定する て 11 る 者

ハ 口 \mathcal{O} よう量が よう量が二百五 式 は 百五 $\overline{+}$ 十キ 丰 口 グラム 口 ラムを超え 以下の電気式 る非 は 自 動 か ŋ は 及 カュ び二百五十キ ŋ を使 用 T 口 る グラム以

検査を行う区域 期 日、 時 間及び場所

 \mathcal{O}

械

か

り

 \mathcal{O}

みを使用

7

V

· る者

八 潮 市	吉川市	松 伏 町	区域
甲及び同月三十一日平成三十一年五月三十	八日及び同月二十九日平成三十一年五月二十	七日 平成三十一年五月二十	期日
から三時まで 年前十時から正午	から三時まで 年前十時から正午	から三時まで年前十時から正午	時間
車場八潮市役所前庭駐	駐車場	松伏町役場	場所

ら三時までの近午後一時がら正午
まで午後一時から正午
三時まで、及び午後一時
三時まで、及び午後一時
三時まで及び午後一時日から正午
か ら 三 時
三時まで、及び午後一時
ら三時までで及び午後一時前十時から正午
三時まで、及び午後一時

			上				深
			尾				谷
			市				市
平成三十一年七月十二	甲成三十一年七月十一	及び同月十日平七月九日	平成三十一年七月八日	平成三十一年六月二十	四日平六月二十	一日平六月二十	甲成三十一年六月二十
ら三 時 ま ち 三 時 ま も ま も に た も に た も に も に も に に も に に に に に に に に に に に に に	から三時まで年前十時から正午	午前十時から正午	午前十時から正午	午前十時から正午	中前十時から正午 年前十時から正午	から三時まで 年前十時から正午	午前十時から正午
車場上尾市平方支所駐	側駐車場上尾市大石支所西	側駐車場	館駐車場上尾市立原市公民	深谷公民館	合支所。	合支所。	合支所の部総

		鴻
		巣
		市
六日	五日平成三十一年七月二十	まで工日から同月二十四日平成三十一年七月二十
から三時まで 年前十時から正午	から三時まで年前十時から正午	から三時まで年前十時から正午
アリーナふきあげ)育施設 (コスモス	修センター 鴻巣市川里農業研	鴻巣市役所